



マイナンバーカードを利用したオンライン転出に関連するおもな手続き（1）

※ 転出届の処理が終わりましたら、マイナポータルへ通知をします。完了通知が届いてから転入手続きを行ってください。手続きに関してご不明な点がございましたら、本庁担当窓口までご連絡ください。

下記にあてはまる方は世帯にいますか？	手続き	必要なもの	郵送手続き	問い合わせ窓口
高 齢				
多久市・小城市・神崎市・吉野ヶ里町へ転出の方へ	新住所記載の「保険証（介護保険被保険者証）」を佐賀中部広域連合から送付します。 新しい保険証が届きましたら、旧住所記載の保険証の返却が必要です。※保険証は郵送での返却も可能です。 【返却先】 〒840-8501 佐賀市栄町1番1号 佐賀市高齢福祉課 地域包括支援係	・介護保険被保険者証	○	高齢福祉課 ☎ 40-7284
上記地域外に転出される方				
① 65歳以上の方で要介護（要支援）認定を受けてない方	保険証（介護保険被保険者証）の返却が必要です。※保険証は郵送での返却も可能です。 【返却先】 〒840-8501 佐賀市栄町1番1号 佐賀市高齢福祉課 地域包括支援係	・介護保険被保険者証	○	
② 要介護（要支援）認定を受けていた方				
⇒ 自宅の場合	保険証（介護保険被保険者証）の返却が必要です。※保険証は郵送での返却も可能です。 【返却先】 〒840-8501 佐賀市栄町1番1号 佐賀市高齢福祉課 地域包括支援係 「介護保険受給資格証明書」を佐賀中部広域連合（または佐賀市）から送付します（転出先へ提出してください）	・介護保険被保険者証	○	高齢福祉課 ☎ 40-7253
⇒ 住所地特例に該当する施設に転出する方	新住所記載の「保険証（介護保険被保険者証）」を佐賀中部広域連合から送付します。 新しい保険証が届きましたら、旧住所記載の保険証の返却が必要です。※保険証は郵送での返却も可能です。 【返却先】 〒840-8501 佐賀市栄町1番1号 佐賀市高齢福祉課 地域包括支援係	・介護保険被保険者証	○	
高齢者バス優待乗車券（シルバーパス券）をお持ちの方	シルバーパス券は処分してください。	・シルバーパス券	－	保険年金課 後期高齢者医療係 ☎ 40-7274
75歳以上、または65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方	保険証（後期高齢者医療保険証）の返却が必要です。※保険証は郵送での返却も可能です。 【返却先】 〒840-8501 佐賀市栄町1番1号 佐賀市保険年金課 後期高齢者医療係	・後期高齢者医療保険証	○	

障 が い				
身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	転出先自治体で、お持ちの手帳をご持参のうえ、住所変更の手続きをしてください。	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神保健福祉手帳	－	障がい福祉課 ☎ 40-7251
身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 ※転出先が居住地特例に該当する施設の場合	居住地特例に該当する施設に入所され、引き続き佐賀市のサービスを利用する方は、佐賀市の窓口で、手帳をお持ちのうえ、住所変更の手続きをしてください。		佐賀市の窓口に来庁ください	
特別児童扶養手当を受給している方 ※転出先が佐賀県内の方	転出先自治体で、特別児童扶養手当証書をお持ちのうえ、住所変更の手続きをしてください。	・特別児童扶養手当証書	－	
特別児童扶養手当を受給している方 ※転出先が佐賀県外の方	①転出先自治体で特別児童扶養手当証書をお持ちのうえ、住所変更の手続きをしてください。 ②佐賀市にも住所異動届の提出が必要です。（郵送での手続き可）		○	障がい福祉課 ☎ 40-7255 ☎ 40-7248
障がい福祉サービス（ヘルパー利用、施設への通所、自立支援医療など）を利用している方	転出先自治体で、サービスの受給者証をお持ちのうえ、住所変更の手続きをしてください。		－	
障がい福祉サービス（ヘルパー利用、施設への通所、自立支援医療など）を利用している方 ※転出先が居住地特例に該当する施設の場合	居住地特例に該当する施設に入所され、引き続き佐賀市のサービスを利用する方は、佐賀市の窓口で、サービスの受給者証をお持ちのうえ、住所変更の手続きをしてください。	・サービスの受給者証	佐賀市の窓口に来庁ください	

住 所				
マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードのいずれかをお持ちの方	転出先でカードの継続利用および住所変更手続きをしてください。	・マイナンバーカード ・住民基本台帳カード	－	市民生活課 ☎ 40-7081
印鑑登録をしている方	転出予定日で自動的に登録廃止になります。必要であれば転出先で新たに印鑑登録をお願いします。	印鑑登録証は転入後に処分してください	－	

マイナンバーカードを利用した**オンライン転出**に関連するおもな手続き（2）

下記にあてはまる方は世帯にいますか？	手続き	必要なもの	郵送手続き	問い合わせ窓口
健 康 保 険				
国民健康保険に加入している方	保険証（国民健康保険証兼高齢受給者証）の返却が必要です。※保険証は郵送での返却も可能です。 【返却先】 〒840-8501 佐賀市栄町1番1号 佐賀市保険年金課 資格賦課係	・保険証 （国民健康保険証兼高齢受給者証）	○	保険年金課 資格賦課係 ☎ 40-7272
⇒ 修学のために転出する方	転出先で引き続き佐賀市の保険証を使う手続きが必要です。	・在学証明書	—	
⇒ 住所地特例に該当する施設に転出する方		・在園証明書	—	
⇒ 世帯に後期高齢者医療制度の加入者がいる方			—	
各種認定証をお持ちの方	各種認定証の返却が必要です ※保険証に同封して返却してください。	・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証 など	○	保険年金課 給付係 ☎ 40-7272

こ ども				
通学している小学生・中学生のお子さんがある方	転校手続きをしてください。 ※通っていた学校に必ず転出する旨を連絡し、転校関係書類の受取り方法について確認してください。 ※転校先の学校に準備品等について、確認してください。 ※住民票を他市に異動した後も佐賀市の学校への就学を希望される場合は、学事課までご連絡ください。		—	・通っていた学校 ・転出先の学校 ・大財別館 学事課 ☎ 40-7358
妊娠中の方	佐賀市の妊婦健康診査受診票は使えなくなりますので、転出先で差し替え手続きが必要です。 転出先に佐賀市の受診票を提出してください。	・妊婦健康診査受診票	—	健康づくり課 ☎ 40-7282
保育園・幼稚園に入園しているお子さんがある方	保育幼稚園課の窓口で手続きをしてください。在籍されていた園でも手続き可能です。		—	保育幼稚園課 ☎ 40-7286
児童手当を受給している方 （0歳～中学生）	転出予定月まで佐賀市から支給します。 ※公務員世帯の方は勤務先にお問い合わせください 【受給者のみまたは受給者・児童と共に転出の場合】 佐賀市での手続きはありません。 転出先で転出予定日の翌日から15日以内に手続きをしてください。 【児童のみ転出の場合】 佐賀市で転出予定日の翌日から15日以内に手続きをしてください。 ※転出に伴って、養育状況に変化がある場合は、手続きが必要です	※転出先での申請遅れに注意してください	—	こども家庭課 ☎ 40-7252
子どもの医療費受給資格証をお持ちの方 （0歳～中学生）	転出日以降、受給資格証を処分してください。	・子どもの医療費受給資格証	—	
児童扶養手当またはひとり親家庭等医療費助成の受給資格がある方	・児童扶養手当の住所変更手続きまたは資格喪失手続き ・ひとり親家庭等医療費助成の資格喪失手続き 【児童のみ転出の場合】 ・児童扶養手当の別居監護手続きまたは資格喪失手続きもしくは額改定手続き ・ひとり親家庭等医療費助成の別居監護手続きまたは資格喪失手続き	※受給資格証をお持ちの上、担当窓口で手続きしてください	佐賀市の窓口に来庁ください	

原付バイク・自動車・市営住宅				
原付バイク・小型特殊自動車を所有している方	転出先の市区町村で手続きしてください	・ナンバープレート ・車体番号が確認できるもの	—	市民税課 ☎ 40-7064
軽四輪・軽三輪・被牽引車を所有している方	転出先の軽自動車協会で行ってください		—	転出先が佐賀県内であれば 佐賀県軽自動車協会 ☎ 30-8442 佐賀県外であれば転出先の軽自動車協会
軽二輪・自動二輪を所有している方	転出先の運輸支局で行ってください		—	転出先が佐賀県内であれば 佐賀運輸支局 ☎ 050-5540-2082 佐賀県外であれば転出先の運輸支局
市営住宅を退去する方			—	マベック ☎ 20-3205
⇒ 世帯全員で退去するとき	（株）マベック 市営住宅管理室にて市営住宅の退去手続きをしてください		—	
⇒ 世帯の一部が転出するとき	（株）マベック 市営住宅管理室にて市営住宅の同居者異動の手続きをしてください。手続きには、転出証明書（写）、または住民票除票をご準備ください。離婚の場合は、合わせて離婚日が記載された入居者の戸籍謄本もご準備ください。		—	